

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	阪野建設株式会社	代表者氏名	和木 孝史
主たる営業所の所在地	名古屋市緑区大形山501番地の1		
許可番号	愛知県知事許可（般-29）第39511号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、 浚、水

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成30年9月19日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分(勧告)の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
<p>平成29年1月7日、豊田市曙町5丁目地内の豊田土橋土地区画整理事業道路築造工事において、阪野建設株式会社の代表取締役が車両系建設機械であるクレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「重機」とする)を運転して作業を行うに当たり、運転中の重機に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれがあったのに、誘導者を設置せず、労働者を重機の旋回範囲内に立ち入らせ、もって重機による危険を防止するための必要な措置を講じることなく運転したことにより、重機右後方の旋回範囲内にいた労働者に気付かず、同人を重機の上部旋回体右後部と掘削土壁の間に挟んで圧迫し、死亡させた。</p> <p>このことにより、豊田簡易裁判所から、法人が労働安全衛生法違反により罰金20万円、また、代表取締役が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。</p> <p>これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>			
その他参考となる事項			
愛知労働局からの通報			